

## 追加サービス仕様書(データ・セキュリティー(メディア・リテンション))

別途お客様とエス・アンド・アイ株式会社で取り交わした個別のサポートサービス契約(契約書や注文書及び注文請書での成立も含む)の適用サービス条項で、本仕様書が適用された場合にサポートサービス契約の表-1(サービス対象製品一覧)のサービス対象機器(以下「対象機器」といいます。)に対して、次のサービスを提供します。また、本仕様書と個別のサポートサービス契約に齟齬がある場合には、個別のサポートサービス契約の条件が優先します。

### 1. サービスの内容

障害箇所が以下に示すメディアにある場合、乙技術員が取り外した部品を乙の所有とせず、お客様にお渡しし、乙はかかる部品を引き取りません。

- ・ ハードディスク
- ・ ソリッドステートドライブ
- ・ フラッシュメモリー

### 2. サービスの前提条件

1. お客様には、前項に定めるメディアの受領の際に、乙技術員が提出する保守サービス報告書へ受領確認として署名していただきます。
2. 対象機器を対象としたハードウェア保守契約を締結済みであることとします。ただし、対象機器が保証期間中であり、かつ、対象機器に対する保証サービスの種類がオンサイト・サービスの場合はこの限りではありません。

### 3. サービスの適用除外

本サービスには、次の事項は含まれません。

1. お客様による交換のために乙がカスタマー交換可能ユニット(CRU:Customer Replaceable Unitといいます。)としてお送りする第1項に示すメディア

### 4. その他

1. 本別紙記載の追加サービスの解約には、対象機器を対象としたハードウェア保守契約のご提供条件に定める解約の規定が適用されます。
2. 本別紙記載の追加サービスの対象となる対象機器について、ハードウェア保守契約が解約された場合、または保証期間が終了した場合は、かかる解約または終了の時点をもって本別紙記載の追加サービスも解約となります。この場合、対象機器を対象としたハードウェア保守契約に定める解約の規定が適用されます。